

明治十五年三月三十一日

官報号外

昭和三十三年四月二十二日

昭和三十三年四月二十二日(火曜日)午前十時四十二分開議

第七 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内）

同 同
大矢 正君
俊英君

清澤 梅英君
赤松 常子君
即日これを衆議院に送付した。
関税法の一部を改正する法律案

卷之三

昭和三十三年四月二十二日

午前十時開講

第一 職業訓練法案（內閣提出、衆議院送付）
（委員會報告書）

第二 科学技術庁設置法の一部を

改正する法律案（内閣提出、衆議院審査中）

第三 放射線障害防止の技術的基 礎院送付) (委員長報告)

準に関する法律案（内閣提出、

衆議院送付
(委員長報告)

第二章 法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第五 特別職の職員の給与に関する報告

る法律等の一部を改正する法律

案(內閣提出
衆議院送付)
(委員長報告)

第六 防衛省職員給与法の一部を
改正する法律案（内閣提出、衆
議院送付）
(委員長報告)

昭和三十三年四月二十二日 參議院会議録第二十五号

議長の報告

外 昭和三十三年四月二十二日

- 5 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。
- 7 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。
- 8 特別委員は、議決に加わることができない。
- 9 特別委員は、議決に加わることができない。
- 10 委員〇及び特別委員は、非常勤とする。
- 11 技能検定に関する事項その他職業訓練に関する専門的な事項を調査させるため、中央職業訓練審議会に、技能検定部会その他の部会を置くことができる。
- 12 第三十一条 前条に定めるもののはずか、中央職業訓練審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。
- (都道府県職業訓練審議会)
- 13 第三十二条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他の職業訓練に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で、都道府県職業訓練審議会を置くことができる。
- (労働大臣への委任)
- 14 第三十三条 前条に定めるもののはずか、中央職業訓練審議会に關し必要な事項は、労働省令で定める。
- (労働省令への委任)
- 15 第三十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担する。
- (経費の負担)
- 16 国は、都道府県が第十五条第一項の認定を受けた事業主の団体に対して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができること。
- (労働省令)
- 17 第二条 都道府県は、從前の公共職業補導所(附則第六条の規定による改正前の職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。)を、第五条の一般職業訓練所

- と認めるときは、都道府県に対しても、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置及び運営、事業内職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について、助言及び勧告をすることができる。
- 2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、労働福祉事業団に対し、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の運営に關して、報告を求め、及び必要な命令をすることができる。
- (職業の委任)
- 18 第三十五条 ○第二章、第五章及び第六章(第二章、第五章及び第六章に規定する労働大臣の職権)
- この章に規定するものは、都道府県知事が行う。
- (報告)
- 19 第三十六条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、認定職業訓練を行う事業主に対して、その行う認定職業訓練に關する事項について報告を求めることができる。
- 附 則
- (施行期日)
- 20 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 21 第二条 都道府県は、從前の公共職業補導所(附則第六条の規定による改正前の職業安定法(昭和二十一年法律第二百四十一号)第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。)を、第五条の一般職業訓練所

- と認めたときは、都道府県に対し、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置をとらなければならない。
- 2 労働福祉事業団が運営する職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 3 附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一項ただし書及び第二十七条第四項の規定により労働大臣が設置した従前の公共職業補導所は、第八条第一項ただし書及び第二十七条第四項の規定により国が設置する第一項の規定により國が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。
- (労働基準法の一部改正)
- 2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。
- 3 この法律(前条第一項の規定を除く。以下同じ。)の施行の際に現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。
- 4 第七十二条及び第七十三条を次のよう改める。
- (職業訓練に関する特例)
- 2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基づく命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

- として、同一性をもつて存続させるために必要な措置をとらなければならない。
- 2 労働福祉事業団が運営する職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。
- 3 附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一項ただし書及び第二十七条第四項の規定により國が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。
- (労働基準法の一部改正)
- 2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けた者は、第二十五条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。
- 3 この法律(前条第一項の規定を除く。以下同じ。)の施行の際に現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。
- 4 第七十二条及び第七十三条を次のよう改める。
- (職業訓練に関する特例)
- 2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基づく命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

- 第四条 この法律の施行前に公共職業補導所における職業補導又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設における職業訓練を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。
- 2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けた者は、第二十五条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。
- 3 この法律(前条第一項の規定を除く。以下同じ。)の施行の際に現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。
- 4 第七十二条及び第七十三条を次のよう改める。
- (職業訓練に関する特例)
- 2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基づく命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

四十五 種業訓練法に基いて、市町村等

が行う職業訓練に係る認可を行ふこと。

四十六 職業訓練指導員免許及

び職業訓練指導員試験を行うこと。

四十七 職業訓練法に基いて、

技能検定を行うこと。

四十八 職業訓練法に基いて、

技能検定を行うこと。

四十九 職業訓練法に基いて、

技能検定を行うこと。

第五十条第一項「失業対策部」の

下に「及び職業訓練部」を加え

る。

第十一条第一項第二号中「、指導

及び補導」を「及び指導」に改め、

同項第四号の次に次の一号を加

え、同項第八号中「及び緊急失業

対策法（昭和二十四年法律第八十

九号）を「、緊急失業対策法（昭和

二十四年法律第八十九号）及び職

業訓練法」に改める。

四の二 職業訓練及び技能検定

に関すること。

第十条に次の二項を加える。

3 職業訓練部は、第一項第四号

の二に掲げる事務及び同項第八

号に掲げる事務のうち職業訓練

法の施行に関するものをつかさ

どる。

第十三条第一項の表中「技能者養

成審議会

労働基準法第七十条の規定に基

いて発する命令に關する事項そ

の他技能者の養成に關する重

要事項を調査審議すること。

第十四条第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を

受けける者

第八条第三号を次のように改め

る。

三 職業訓練法（昭和三十三年

法律第 号）第十四条第一

項又は第十五条第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を

受けける者

第八条第三号を次のように改め

る。

三 職業訓練法（昭和三十三年

法律第 号）第十四条第一

項又は第十五条第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を

受けける者

第八条第三号を次のように改め

る。

三 職業訓練法（昭和三十三年

法律第 号）第十四条第一

項又は第十五条第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を

受けける者

第八条第三号を次のように改め

る。

三 職業訓練法（昭和三十三年

法律第 号）第十四条第一

項又は第十五条第一項の認定

を受けて行われる職業訓練を

受けける者

〔阿貝根登君登壇、拍手〕

○阿貝根登君 ただいま議題となりま

した職業訓練法案につきまして、社会

労働委員会における審議の経過並びに

結果を御報告申し上げます。

近來、産業の發展、高度化に伴い、

技能労働者の不足が著しい反面、多數

の失業者や不完全就業者の存在する状

況にかんがみ、現在の職業補導と技能

者養成の制度を統合拡充し、技能検定

制度をも設けて、系統的な職業訓練制

度を実施するのが本法案の趣旨であり

ます。

そのおもなる内容は、第一に、労働

大臣等の定める計画のもとに職業訓練

を行ひ、学校教育との連絡を密にする

こと。第二に、求職者のため、一般、

総合、身体障害者の各職業訓練所等に

設置され、その規定により設置され

る一般職業訓練所及び同法

の規定により設置され

ること。第三に、求職者のため、一般、

総合、身体障害者の各職業訓練所等に

設置され、その規定により設置され

る一般職業訓練所及び同法

第八条第一項の規定により

設置される身体障害者職業

訓練所の施設

練指導員の訓練を行い、前者において

職業訓練に関する調査研究等を行うこ

と、雇用者のための事業内職業訓練に

ついて基準を設け、これを援助し認定

すること。第三に、職業訓練指導員の

試験及び免許制度を設けること、職業

訓練修了者を中心として技能検定制度

を設け、合格者は技能士と称し得ること。

第四に、中央職業訓練審議会を設け、労働大臣の諸問により、職業訓練の計画、基準、技能検定等の重要な事項を調査審議すること、都道府県職業訓練審議会を設け得ること等であります。

委員会におきましては、事業内職業

訓練と学校における職業教育との関

係、職業訓練指導員の待遇とその充

足、労働組合の行う職業訓練に対する

援助、公共職業訓練を受ける求職者に

支給する手当等について、熱心な質疑

が行われましたが、詳細は会議録によ

り御承知いただきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りました。

○副議長（寺尾豊君） 別に御發言もな

いもの、また、片岡委員提案の付帯決

議も、全会一致をもって、本委員会の

討論を終り、採決の結果、全会一致

をもって、衆議院送付案通り可決すべ

くもの、また、片岡委員提案の付帯決

議も、全会一致をもって、本委員会の

は、学校教育との重複を避けること

もに、密接な関連のもとに行うこと

が肝要である。特に職業訓練を受け

る青少年労働者の学校教育との二重

負担を軽減することが必要である。

よつて政府はすみやかに適切な措

置を講ずべきである。

右決議する。

というのであります。

討論を終り、採決の結果、全会一致

をもって、衆議院送付案通り可決すべ

くもの、また、片岡委員提案の付帯決

議も、全会一致をもって、本委員会の

討論を終り、採決の結果、全会一致

をもって、衆議院送付案通り可決すべ

くもの、また、片岡委員提案の付帯決

議も、全会一致をもって、本委員会

8

日程第六、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上、五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（寺尾豊君） 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第二十条第一項の表中航空技術審議会の項の次に次のように加える。

電子技術審議会	電子技術に関する重要な事項を審議すること。
附 則	この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

放射線障害防止の技術的基準に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

〔定義〕

第二条 この法律において「放射線」

とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他の電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいふ。

〔基本方針〕

第三条 放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う從業者及び一般国民の受ける放及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。

〔審議会の設置〕

第四条 総理府に、附屬機関として、放射線審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

〔審議会の所掌事務〕

第五条 審議会は、次の事項を調査審議する。

一 放射線障害の防止に関する技術的基準に関すること。

二 自然に賦存する放射性物質から発生する放射線、核爆発に伴う放射性生成物から発生する放射線等の線量及びこれらを発生する物の放射性物質の測定方法に関すること。

三 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその業務を代理する。

四 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。

五 前項の委員は、再任されることができる。

六 会長は、会務を総理する。

七 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

機関の長に意見を述べることがであります。

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

第七条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

九 第十五条第一項の表中原子力委員会の項の次に次のようないに改正する。

（総理府設置法の一部改正）

二 総理府に、附屬機関として、法律第百二十七号の一部を次のようないに改正する。

三 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

四 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

五 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

六 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

七 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

八 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

九 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

（審議会の庶務）

第十一条 前四条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

〔施行期日〕

二 この法律は、公布の日から施行する。

〔附 則〕

一 この法律は、公布の日から施行する。

（科学技術庁設置法の一部改正）

二 科学技術庁設置法（昭和三十一一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

三 第二十条第一項の表中放射線審議会の項を削る。

四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

八 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

十 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

十一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三

（十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

三十九条—第四十一条」を「第五章 削除」に改める。

第十二条を次のよう改める。
(通勤手当)

賃等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とし、通勤のため交通機関等を利用

〔審査報告書は都合により追録に
「運動手当」を加える。〕

第一条第三十三号の三の次に次の
一号を加える。

第五章を次のように改める。

第三十九条から第四十一条まで 削除

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

200

一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案

する。

昭和三十三年四月十七日

卷之三

一般職の職員の給与に関する法律
の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律
一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律
(昭和二十五年法律第九十五号)の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

第十二条 通勤手当は、左に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」といふ。）を利用し、且つ、その運賃又は料金（以下「運賃等」といふ。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しないで歩歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

二 通勤のため自転車その他の交通工具の用具で人事院規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員及び自転車等を使用しないで歩歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満である職員を除く。）

2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、人事院規則で定めるところにより算出した者の一箇月の通勤に要する運

質等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とする外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員について、その額が百円に満たないときは百円とする。

第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、百円とする。

前三項に規定するもの除外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関する必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則

(施行期日)

この法律は、○公布の日から施行し、
○昭和三十三年四月一日から適用する。

(地方自治法の一部改正)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のようだ改正する。

第二百四条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

十六年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。

〔審査報告書は都合により追録に
「、通勤手当」を加える。
掲載〕

第四条第二項中「扶養手当」の下
特別職の職員の給与に關する法律
等の一部を改正する法律案
等の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条规定付
する。

昭和三十三年四月十七日

衆議院議長 益谷 秀次

參議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

特別職の職員の給与に關する法律
等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に關する法
律等の一部を改正する法律案
(特別職の職員の給与に關する法
律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に關す
る法律(昭和二十四年法律第二百
五十二号)の一部を次のように改
正する。

第一条第三号を次のように改め
る。

三 会計検査院長及びその他の
人事官
三の二 人事院総裁及びその他
の人事官
検査官

第一条第十三号の三の次に次の二号を加える。

十三の四 科学技術会議の常勤の議員

十九の四 科学技術会議の非常勤の議員

第二条中「秘書官にあつては、俸給」を「秘書官にあつては、俸給、通勤手当」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二」を「前二項の規定」に改め、「の号俸を割り、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の一項を加えすることができる。

第四条を次のよう改める。

第四条 第一条第九号から第十四号までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふ者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、「特殊扶養手当」と、「特殊勤務手当」に改める。

〔藤田進君登壇、拍手〕

官報(号外)

○藤田進君 ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案外四件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

また、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び放射線障害防止の技術基準に関する法律案の二法案について申し上げます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の改正の要点は、最近における電子技術の著しい進歩に対処するため、科学技術庁に、諮問機関として電子技術審議会を新たに設置せんとする点であります。従来、政府においては、すでに昭和三十一年九月、科学技術の導入、電子技術に関する技術者の海外派遣、関係行政機関の電子技術に関する試験研究費の見積り方針の調整等、諸般の措置を講じてきましたのであるが、最近における電子技術の著しい進歩に伴い、電子技術部会の審議事項は、おのずから広範多岐にわたること

とならぬため、従来の電子技術部会を発展的な解消させて、電子技術審議会を新たに設置することとしたというの「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」に改める。

○藤田進君登壇、拍手〕

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案及び放射線障害防止の技術的基準に関する法律案全部を問題に供します。

日程第八、検察官の権限等に関する法律の一部を改正する法律案(いすゞも内閣提出、衆議院送付)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊石)　過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛省職員給与法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(吉尾豊君) 日程第七、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

の他の高等裁判所長官の項を次のよう
に改める。

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のよう改正する。

別表中検事総長、次長検事、東京高等検察院検事長及びその他の検事の項を次のように改める。

は、皆様御承知の通りでござります
が、昭和二十三年六月以降、その増額
は見送られたまま現在に至つてゐるの
であります。その結果、一般の裁判
官、検察官並びに一般の政府職員の報
酬または俸給に比較いたしまして、著
しく均衡を失しているのであります。
そこで、今回提案されましたが特別銀の

最高裁判所長官	一五〇〇〇円
最高裁判所判事	一一〇〇〇円
東京高等裁判所 長官	一〇〇〇〇円
その他の高等裁 判所長官	五〇〇〇円

附則
この法律は、○公布の日から施行し、
○昭和三十三年四月一日から施行する。
適用

検事総長	110000円
次長 檢事	80000円
東京高等検察庁 検事長	60000円

附則
この法律は、○昭和三十三年四月一日から施行し、
（適用）
檢事長、次級検事及び檢事長が昭和三十三年四月一日から施行する。

三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定に

「一松定吉君登壇、拍手」
よる管弦その他の給与の内払とみなす。

一松定吉君　ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一改正による法律案並びに二審条文の修正

を改正する法律並じに検察官の権等に関する法律の一部を改正する法

経過並びに結果について、一括して報告を申し上げます。

、次長検事及び検事長の報酬または
從来、最高裁判所長官、最高裁判所
事及び高等裁判所長官並びに検事總

給は、内閣總理大臣等の特別職の職の俸給に準じて定められていること

卷之三

報酬は、内閣総理大臣等の俸給に追随することをやめまして、独立して定むべきものであるということ、最高裁判所の裁判官の職務の特殊性にかんがみ、長官と判事との間における報酬の差を少くすべきこと、一般の裁判官の報酬をもつと増額すること等に論議が集中せられましたのであります。かくのこととき論議が盛んにわざされました理由は、人権の擁護ということについては、裁判官の人物を得るということと、裁判官の裁量といふものが、合法的に国民の信頼を受けるような判決を得なければならないというところから、特にこれらの人々の地位を高め、待遇を改善するという趣旨に基いたのであります。これらの詳細につきましては、会議録をこらん願うことにいたしまして、ここには申し上げることを省略をいたします。

かくして、四月十八日、両法案につきまして討論に入りました。大川、棚橋両委員から、それぞれ賛成の討論がなされまして、採決に入りましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしましたことは、この附則の、「この法律は、衆議院において修正せられました」といふことを、これを修正して当院に回したことは、さきに申し上げた通り

であります。この法律は公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用するということは、衆議院において修正せられ、そのまま当院においても、これをのんだのでございます。以上をもって御報告を終ります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第九、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長安井謙君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出案)をここに送付する。

昭和三十三年四月十七日
衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿
議員が公務上死亡したときは、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条を次のよろに改める。

第一項 各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に、副議長は國務大臣の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受けける。

第二項を次のように改める。

第一項の二第一項中「以下これら日の日について規定している場合について同じ。」を削り、同条第二項を次のように改める。

第二項の規定により期末手当を受ける。

第一項の二第一項中「以下これら日の日について規定している場合について同じ。」を削り、同条第二項を次のように改める。

第一項の規定により期末手当を受ける。

第一項の二第一項中「二万三千三百円」を「二万三千三百円」に改める。

第一項の二第一項中「二百円」を「三百円」に改める。

第一項の次に次の二条を加える。

(期末手当の特例)

第五条の二 六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間

に、議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解

散の日に在職する国会議員の秘書

前条の規定による弔慰金のはか、歳費月額二月分に相当する

金額を特別弔慰金としてその遺族に支給する。

(国会における各会派に対する立

法事務費の交付に関する法律の一部改正)

第二条 国会における各会派に対する立

法事務費の交付に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一項 各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に、副議長は國務大臣の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受けける。

第二項を次のように改める。

第一項の規定により期末手当を受ける。

書は、六月十六日又は十二月十六日からそれぞれその満限に達した日又は解散の日までの期間における者の在職期間に応じて第三条第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

2 前項の規定により期末手当を受けた者は、議員の任期満了に

よる選舉がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き継ぎ在職するもの

するものが、第三条に規定する期未手当を受けることとなるときは、その者の受け取る期未手当の額は、同条の規定による期未手当の額から前項の規定により受けた期未手当の額を差し引いた額とする。

3 第一項の規定により期末手当を受けた者は、再び国会議員の秘書となつたもの(前項に規定する引き継ぎ在職するものを除く)が、第三条に規定する期末手当を受けることとなるときは、その者の在職期間には、第一項に規定する在職期間は、これを算入しない。

1 この法律は、公布の日から施行

し、昭和三十三年四月一日から適

用する。

附則

2 議長及び副議長の歳費月額は、

改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律第一条の規定にかかわらず、特別職の職員の給与に関する法律の一項を改正す

る法律（昭和三十三年法律第一号）中の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一の改正規定

中内閣総理大臣及び國務大臣に係る部分が施行されるまでの間は、議長にあつては十五万円、副議長にあつては十一万円とする。

3 議長、副議長及び議員が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた歳費は、改正後の議員による歳費の内払とみなす。

4 国会における各会派に対し昭和三十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は、改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律による立法事務費の内払とみなす。

5 国会議員の秘書が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料の内払とみなす。その遺族に支給することをもつて可決すべきものと決定いたしました。

第二点は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に關する法律の施行並びに結果を御報告申し上げます。

【安井謙君登壇、拍手】
○安井謙君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案のおもな内容について申し上げます。

第一点は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正であります。第三点は、国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

○副議長（寺尾豊君） 通半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君） 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君） 日程第十、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしま

す。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○副議長（寺尾豊君） 本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

第一項第一項第二号及び第三号中「禁」を「禁錮」に改める。

第十三条第二項中「この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び都の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支

改正であります。最近における立法事務の激増に対応し、現在、議員一人につき一万円となつております立法规務費を、二万円に増額しようとするものであります。

第三点は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正であります。務費を、二万円に増額しようとするものであります。

第三点は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正であります。務費を、二万円に増額しようとするものであります。

○副議長（寺尾豊君） 别に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長（寺尾豊君） 本院における立法规務費を、二万円に増額しようとするものであります。

第三点は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正であります。務費を、二万円に増額しようとするものであります。

○副議長（寺尾豊君） 通半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君） 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長（寺尾豊君） 日程第十、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしま

す。

まず、委員長の報告を求めます。地

方行政委員長小林武治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○副議長（寺尾豊君） 本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

第一項第一項第二号及び第三号中「禁」を「禁錮」に改める。

第十三条第二項中「この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。」を削り、同項の次に次の二項を加える。

3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び都の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

この法律の施行の際すでにその選挙に於ける經過措置)

4 この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に於ける行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（町村合併に係る都道府県の議会の議員の選挙における特例）

5 昭和三十三年四月二十三日に行われた都道府県の議会の議員の一般選挙において、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)第十一条の五(同法第三十六条及び第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基くその選挙区に関して同条に規定する特例によることとされた区域を有する郡(当該郡の区域が改正後)の第十五条第四項の規定に該当する場合にあつては、同項の規定により選挙区とみなすことができる。以下この項において同じ。又は市について必要があるときは、この法律の施行後各都道府県につき最初に行われる都道府県の議会の議員の一般選挙から当該一般選挙により選出される議員の任期が終る日までの間に限り、条例で当該区域が従前属

していた郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

第五条及び第四十三条第二項に「二十五日」を「二十日」に改める。

(関係法律の一部改正)

基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「三千三百円」を「五千三百円」に改める。

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第六十七号)に改める。

別記投票用紙様式備考中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第百五十五条第二項」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項」に改める。

農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条の表中第百六十二条第二項の項の次に次のように加える。

「○並びに第二百五十二条の三の罪」に「○並びに第二百五十二条の三及び第二百五十二条の三の罪」を加え、同表第二百五十四条の項中

「○並びに第二百四十九条の三及び第二百五十二条の三」を「○並びに第二百四十九条の三の罪」に加え、同表第二百五十二条の三の罪」を

「○並びに第二百四十九条の三の罪」に加え、同表第二百五十二条の三の罪」を

三条第一項を「第百十条(選挙の一部無効に係る部分を除く。)又は第百十一条に改め、同表第百三十七条の三の項の次に次のように加える。

漁業法第九十四条において準用する第五章(争訟)(第二百二十二条第一項、第二百四十四条第二百六条第一項、第二百八条、第二百十一条第二項及び第二百十六条の規定を除く。)に規定する異議の申立

第百二十二条の表中第二百五十二条第一項に規定する異議の申立

漁業法第九十四条において準用する第五章(争訟)(第二百二十二条第一項、第二百四十四条第二百六条第一項、第二百八条、第二百十一条第二項及び第二百十六条の規定を除く。)に規定する異議の申立

第百二十二条の表中第二百五十二条第一項に規定する異議の申立

漁業法第九十四条において準用する第五章(争訟)(第二百二十二条第一項、第二百四十四条第二百六条第一項、第二百八条、第二百十一条第二項及び第二百十六条の規定を除く。)に規定する異議の申立

第百二十二条の表中第二百五十二条第一項に規定する異議の申立

府県の議会の議員の選挙区の画定方法について、実情に即するよう都市の合併を認める場合を明確にし、また、いわゆる飛び地の取扱い方を定め、第三に、衆議院議員の選挙の期日は、現行少くとも二十五日前とあるを改めて、少くとも二十日前に公示または告示しなければならないものとし、第四、選挙運動に際し、町村長の選挙に小型自動車もしくは軽自動車一台または船舶一隻の使用を認め、参議院議員の場合を除き、選挙運動用はがきの枚数を増加し、また、新たに町村の選挙についても、その使用を認め、ポスターについても、大体同様の改正を加え、第五に立会演説会の会場における秩序保持に関する規定を強化し、第六に、この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に際しては、次の総選挙からこれを施行するものとし、さらに第七として、地方自治法の一部を改正して、市町村の選挙管理委員の定数を、現行三人から四人に改める等が改正の主要点であります。

大要、以上のこととき政府原案に対し、衆議院においては、公職の候補者等の氏名等を冠した後援会等の団体

は、政党その他の政治団体等に対する

場合を除くほか、当該選挙に関し、当

該選挙区内にある者に対し、寄付をし

てはならないといふ内容の修正を加え、本院に送付して参ったのであります。

公職選挙法は、申すまでもなく、日

月十六日、郡国務大臣より提案理由の説明を聞き、古川衆議院議員より、衆議院修正の趣旨について説明を聞き、十日には、本法案の重要性にかんがみ、特に岸総理大臣の出席を求めて質疑を行い、自來數回にわたり、主として政府側との間に質疑応答を重ね、慎重に審査を行なつたのであります。その詳細については、会議録によつて御承知を願います。

四月二十一日、質疑を終り、討論に入りましたところ、久保委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられ、反対の理由として、「法案提出の時期が選挙まぎわになつたことは当を得ない。また、衆議院議員の選挙運動期間の短縮は改悪である」等の点をあげられました。

かくて採決の結果、本法案は多數をもつて、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(寺尾豊君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。久保等君。

○久保等君登壇、拍手

久保等君 私は、ただいま議題となつた公職選挙法の一部を改正する法律案に対しまして、日本社会党を代表して、反対の討論を行わんとするものであります。

本國憲法の精神にのつとり、民主政治の健全なる发展を目的とする選挙に関する重要な基本法であります。従つて、これが改正を行うに際しては、いやしくも時の政府や一党一派の立場からなされるのではなくして、主権者たる国民全体の立場に立つて、十分な検討と慎重なる審議がなされなければならぬことは当然であります。しかるに、このたびわめて問題のある改正案を、国会解散必至の情勢を前にして、唐突に提案して參つたことは、政府並びに自民党の党利党略から出たものであると断ぜざるを得ません。

昭和三十年二月における前回の総選挙以来、保守合意の実現、鳩山内閣から石橋内閣、さらに岸内閣の成立と、総選挙を行なうべき幾多の機会を経て今日に及んでいるのですが、その間、選挙法の改正すべき点にも何ら手をつけられることなくして、第二十八国会も末期を迎えて、いよいよ国会解散不可避の情勢となつた三月末日に至つて、突然この党略的な改正案を国会に提出して参つたのであります。いわば、長年守られてきたスポーツのルトルを、試合直前になつて、突然、勝手を知つた古い一部の選手の手によって、突然、勝手を変更す。

その者の利益のために、これを変更することは、全く同じことであつて、まさに不透明、不公正と言わざるを得ないものであります。

次に、法案の内容について反対的理由を明らかにいたしたいと存じます。われわれが、ここで特に強く反対せざるべきは、衆議院議員の選挙の運動期間を短縮しようとする点についてであります。政府は、最近における交通、宣伝等、選挙運動手段の発達の状況にかんがみて、運動期間を二十五日から五日間短縮することが妥当であり、参議院議員の運動期間の二十五日とのつり合い上からも当然だとして、きわめてさりげない態度を表つてゐる。しかしながら、その意味するところは、きわめて重大であり、また、その意図するところは、まことに反動的、党略的と言わざるを得ないものであります。

およそ新憲法下、民主政治を確立せんがためには、まず、その基盤である基礎である選挙が、きれいな正しい姿で行われることが何よりも必要であります。そして、それがためには一面に政策と人物を十分に理解し、批判する機会を与えられなければなりません。運動期間が五日間短縮せられたことは、自民党が当初もくろんだ立会演説会、街頭演説会廃止のねらいが、ある程度

実現したことにもなつてゐると思ふ

あります。(拍手)

われわれは、今回のかかる運動期間の短縮を中心とした選挙法改正には、強く反対するものでありますことを表明し、私の反対討論を終るものであ

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。
本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午前十一時十六分休憩

右の議案を発議する。
調理師法案

昭和三十三年四月十七日

発議者

草葉 隆圓 勝保 稔
木島 虎藏 阿具根 登
山下 義信

賛成者

有馬 英二 谷口 弥三郎

寺本 廣作 斎藤 昇

西田 信一 西岡 ハル

横山 フク 片岡 文重

田中 一 藤田 藤太郎

松澤 靖介 山本 經勝

参議院議長松野鶴平殿

調理師法

(目的)
第一条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、調理師法案(草葉隆圓君外

四名発議)を議題とすることに御異議あります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君

[審査報告書は都合により追録に掲載]

もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「調理師」とは、調理師の名稱を用いて調理の業務に従事することができる者としている。

第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基いて都道府県知事が与える。

第四条 第二号又は第二号に該当する者は、厚生大臣の指定する調理

第五条 第二号の二に該当する者は、厚生大臣は、前項第一号に規定する調理師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

第六条 都道府県知事は、調理師がその責に帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、そ

第七条 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするとき

第八条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録す

第九条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的とし

三 学校教育法第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は

おいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能についての試験に合格したもの

四 免許の取消

第六条 都道府県知事は、調理師がその責に帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、そ

第七条 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするとき

第八条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録す

第九条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的とし

三 都道府県知事は、免許を与えたときは、調理師免許証を交付する。

第四条 第二号又は第二号に該当するべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないければならない。

第五条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録す

第六条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第七条 この法律に定めるものは、

第八条 調理師でなければ、調理師

第九条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十一条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十二条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十三条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十四条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十五条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十六条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十七条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十八条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九条 調理師は、調理師の資質

又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

証人等の被害についての給付に関する法律案

昭和三十三年四月十五日

衆議院議長 益谷秀次

參議院議長松野萬平殿
する法律案

証人等の被害についての給付に 關する法律

四百

第一条 この法律は、刑事案件の証

小説日本とその時代の近新書

に關して他人からその身體又は生

命に害を加えられた場合に國にお

とするこことにより、証人又は参考

人の供述及び出頭を確保し、もつ

刑罰法令の適用がいつ過遠な適用

三〇

(定義)

第二条 この法律で「証人」とは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百

昭和三十三年四月二十二日 參議院会議録第二十五号

ことにより、当該証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者（婚

姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。直系血族若しくは同居の親族(以下「証人等」という。)が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、国は、この法律に定めるところにより、被害者その他他の者に対する給付を行つ。(給付をしないことができる場合)
第四条 次の各号の一に該当するときは、前条に規定する給付の全部又は一部をしないことができる。
一 証人若しくは参考人又は被害者と加害者との間に親族関係(事實上の婚姻関係を含む。以下同じ。)があるとき。
二 証人等が加害行為を誘発したとき、その他当該被害につき、証人等にも、その責に帰すべき行為があつたとき。
三 証人又は参考人が、加害行為の原因となつた供述において、当該刑事案件に関する重要な事項について虚偽の陳述をしたとき。
(給付の種類)
第五条 第三条の規定による給付の種類は、次のとおりとする。
一 療養給付(被害者が負傷し又

は疾病にかかる場合における
必要な療養又は当該療養に要する
費用の給付)

二 障害給付（被害者が負傷し又
は疾病にかかりなかつた場合に
おいて、なお存する身体障害に
対する給付）

三 遺族給付（被害者が死亡した
場合において、その遺族であつ
て、証人等の範囲に属し、か
つ、加害者との間に親族関係が
ないものに対して行う給付）

四 葬祭給付（被害者が死亡した
場合において、証人等の範囲に
属し、かつ、加害者との間に親
族関係がない者で、その葬祭を
行うものに対して行う給付）

五 打切給付（被害者が療養給付
のため従前得ていた業務上の収入
を得ることができない場合におい
て、他に収入のみちがない等特に必
要があるときは、休業給付を行ふ
ことができる。）

(給付の範囲、金額、支給方法等)
第六条 前条の給付の範囲、金額及び支給方法、遺族給付を受けるべき遺族の範囲及び順位その他給付に関し必要な事項は、警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）による災害給付に関する事項を参考して政令で定める。

(権利の裁定)

第九条 この法律による給付を受け
る権利は、これを受けようとする
者の請求に基いて、法務大臣が裁
定する。

2 前項の請求は、当該給付の支給
原因たる事実が生じた日から起算
して二年以内に限り、行うことが
できる。

(権利の保護)

第十条 この法律による給付を受け
る権利は、譲り渡し、担保に供
し、又は差し押えることができな
い。

(非課税)

第十二条 この法律により支給を受
けた金品を標準として、租税その
他の公課を課すことができな
い。

2 この法律による給付に関する書
類には、印紙税を課さない。

第十二条 法務大臣は、政令の定め
るところにより、この法律又はこ
の法律に基づく政令の規定による權
限を所部の職員に委任することが
できる。

附 則
この法律は、公布の日から起算し
て三十日を経過した日から施行し、
この法律の施行後における証人又は
参考人の供述又は出頭に係る被害に
ついて適用する。

て九十九日を経過した日から施行し、

この法律の施行後における証人又は
参考人の供述又は出頭に係る被害に
ついて適用する。事事件の捜査審判に必要な知識を有す
ると認められる者、すなわち、証人等に対するいわゆるお札参りの行為とし
た場合並びに器物損壊罪、私文書毀棄
罪を非親告罪とすること。その三は、
二人以上の者が他人の生命、身体また
財産に対し、共同して害を加える
目的で集合した場合等、いわゆる持
凶器集合罪を処罰することでありま
す。

○青山正一君 登壇、拍手
した刑法の一部を改正する法律案、刑
事訴訟法の一部を改正する法律案及び
証人等の被害についての給付に関する
法律案の三案につき、委員会における
審議の経過並びに結果について一括御
報告申上げます。

御承知のように、これら三案は、政
府の標榜する活職の防止並びに暴力追
放の政策の一環として提案されたもの
であります。まず、刑法の一部を改
正する法律案の改正点について申し上
げますと、第一は、いわゆるあっせん
が請託を受けて他の公務員に職務上不
正の行為をさせ、または相当の行為を
させないようにあっせんをすること、
または、したことの報酬として、わい
ろを收受し、またはこれを要求、もし
くは約束した場合等を処罰しようとす
るものであります。第二は、暴力事犯
の取締りを強化するため、その一、刑
罰旨とし、その要点は、証人、参考人

等が供述または出頭に因して危害を受
けた場合、國がその補償をなすことと
し、その補償の要件、種類、範囲、金額、支給方法等について必要な規定を
設けるものであります。なお、刑事訴訟法の一部を改正する
法律案につきましては、衆議院におい
て、検察官及び弁護人の意見を聞い
て、被告人を退席させるように修正さ
れ、また、暴行脅迫罪を緊急逮捕でき
て、被告人を退席させるように修正さ
れて、改めようとする改正規定が削
除されたのであります。さて、委員会におきましては、二月
二十日、証人等の被害についての給付
に関する法律案につき、また、三月二
十四日、刑法の一部を改正する法律案
並びに刑事訴訟法の一部を改正する法
律案につき、それぞれ政府當局から提
案説明を聽取した後、その重要性にか
んがみ、四月十五日に、学識経験者、
弁護士等六名の参考人から意見を聽取
し、四月十九日には法務、社会労働連
合審査会を開く等、前後十二回にわた
り慎重に審議を重ね、この間、一松、
大川、棚橋、亀田、小林、戸田、成瀬、
高田、大利、赤松の各委員から熱心
なる質疑が行われましたが、これが

あります。

して、そのおもなる点を申し上げま
す。

ます、刑法の一部を改正する法律案
については、あっせん取締関係では、
汚職防止の根本策、あっせん取締罪の
本質、公務員、請託、不正行為、あ
せん報酬としてのわいろ等、各構成要
件の意義、内容及びかかる要件を規定
した理由及びその可否、公務員の身分
とあっせん行為との関係、刑期の当
否、検察ファッショの防止策と裁判
の民主化、汚職事件に対する指揮権發
動等について、また、暴力関係では、
暴力追放の根本策、お札参り処罰、持
凶器集合罪、輪姦的犯罪の各構成要件
の意義、内容、器物損壊罪の非親告罪
化に伴う警察官の労働運動への不当介
入の危険性、かかる危険を排除するた
めの特別立法の要否等に關し、次に、
刑事訴訟法の一部を改正する法律案に
ついては、権利保証の制限緩和の具体
的必要性、被告人の退席措置立法化の
具体的理由等に關してであり、また、
証人等の被害についての給付に関する
法律案については、補償の本質、鑑定
人に対する補償の必要性の有無、証人
に対する給付要件、給付要件の立証責
任の主体、慰謝料と補償との関係等で
あります。

五〇六

委員会におきましては、四月二十二日、質疑を終了しましたところ、刑法の一部を改正する法律案に対して、亀田得治君及び一松定吉君より修正案が提出され、亀田得治君から趣旨説明を聽取いたしましたが、そのおもな内容は、私文書製棄罪及び器物損壊罪を非官憲の不當な介入を招くおそれがあることのほか、その罪質、暴力団の取締りとの関係を考慮いたし、これらの毀棄罪を報告罪として存置しようとするものであります。

かくて三案及び修正案について討論に入り、亀田得治君及び大川光三君より、それぞれ賛成の意見があり、次いで、刑法の一部を改正する法律案に対して採決に入りましたところ、修正案は、全会一致をもって可決せられ、修正部分を除く衆議院送付案に対して、全員の賛成を得、かくて本案は、修正可決されました。

次いで、刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び証人等の被害についての給付に関する法律案について、順次、採決に入りましたところ、全会一致をもって、それぞれ衆議院送付案通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。

右決議する。
とのものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 次に、証人等の被害についての給付に関する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後三時十四分休憩
午後五時四十五分開議
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続

なた、刑法の一部を改正する法律案につき、大川光三君から、次のよしなべて付帯決議案が提出され、採決の結果、これまで全会一致をもって可決された次第であります。

付帯決議の内容は、本改正案の趣旨並びに経緯にかんがみ、政府は、特に暴力関係の罰則(第五百条ノ一、第二百八条ノ二)の運用に当つては、ことさらに労働運動を抑圧することのないよう、その行い過ぎを深く戒め、また、あつせん贈収賄罪については、政治活動を阻害しないように、その運用に留意するとともに、将来、第三者供賄の处罚について検討すべきである。

○議長(松野鶴平君) 次に、証人等の被害についての給付に関する法律案全部を問題に供します。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、証人等の被害についての給付に関する法律案全部を問題に供します。よって本案は可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条规定する。
昭和三十三年四月十七日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿
〔小字及び一は衆議院修正〕
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。
午後三時十四分休憩
午後五時四十五分開議
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

〔参考朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出します。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ございませんか。

以上、三案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

第一條第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年四月二十一日 参議院会議録第二十五号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案外二件

五〇八

行政機関の区分		定員	備考
本府		二、二五一人	
公正取引委員会		二三七人	
国家公安委員会		七、六二五人	
警察厅		一〇八人	
国家消防本部		一八人	
土地調整委員会		四〇人	
首都圈整備委員会		九三九人	
宮内庁		三、一三七人	
調達庁		一、五九九人	
行政管理庁		四、七四八人	
北海道開発庁		二五五人	
自治庁		四〇一人	
防衛庁		五七六人	
経済企画庁		一一人	
科学技術庁		一〇人	
計	本省	二一、九三四人	
司法試験管理委員会		四二、八〇四人	
本省	本省	一、六四二人	
本省	本省	一、八七二人	
計	本省	四四、四五六人	
本省	本省	二一、一二五人	
本省	本省	五〇、三七三人	
計	本省	七一、四九八人	
大蔵省	本省	六五、二六二人	は、うち六三、六七七人
文部省	本省	四二六人	する。国立学校の職員と
厚生省	本省	四四、五〇九人	
計	本省	六五、六八八人	

は、検察官の職員とする。

農林省		本省	食糧庁
計	本省	二四、九三〇人	二六、八五三人
特許庁		二五、二八七人	
中小企業庁		一、四五五人	
計	本省	七八、五一五人	
通商産業省		本省	林野庁
本省	本省	一三、一二八人	一三、一〇一〇人
船員労働委員会		一〇、四五六人	
捕獲審査再審査委員会		五四人	
海上保安庁		五人	
海難審判所		一〇、八二九人	
気象庁		一九一人	
運輸省		五、二六四人	
本省	本省	二〇、五四四人	
郵政省		二六、七九九人	
中央労働委員会		八五人	
公共企業休等労働委員会		一二八人	
建設省	本省	二六三、六二九人	
計	本省	二〇、七五七人	
労働省		一四、四六六人	
合	本省	六六七、二六一人	

(施行期日)

附則

第一条 この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から○^{施行し}その他の規定は、昭和三十三年四月一日から○^{適用}施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十三年七月三十一日	一〇三人
昭和三十三年九月三十日	六八人	
昭和三十四年二月二十八日	四〇人	
昭和三十三年九月三十日	一人	
昭和三十三年五月三十日	一人	
昭和三十三年五月十五日	二八〇人	
昭和三十四年五月十五日	一八〇人	
昭和三十三年九月三十日	一人	
昭和三十三年九月三十日	一人	
昭和三十三年九月三十日	三人	
昭和三十三年九月三十日	一人	
昭和三十三年五月十五日	二八〇人	
昭和三十三年五月十五日	一〇〇人	
昭和三十三年十一月十五日	三〇人	
昭和三十四年五月十五日	一五〇人	

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日 二八〇人」を

昭和三十三年五月十五日 一〇〇人

に改める。

第四条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

右の議案を発議する。

昭和三十二年五月十四日

賛成者
赤松 常子
相澤 重明
栗山 良夫
鶴田 得治

阿貝根 登 東 隆

発議者
田畠 金光 千葉 信

安部キミ子	安部 清美
阿部 竹松	天田 勝正
荒木正三郎	伊藤 顯道
内村 清次	占部 秀男
海野 三朗	江田 三郎
大河原一次	大倉 精一
大矢 正	岡 三郎
岡田 宗司	小笠原 三三男
加瀬 完	湯山 勇
加藤シヅエ	横川 正市
北村 暢	吉田 法晴
清澤 俊英	片岡 文重
小酒井義男	河合 義一
近藤 信一	木下 友敬
佐多 忠隆	久保 等
柴谷 要	河合 義一
鈴木 強	木下 友敬
曾祢 益	久保 等
竹中 勝男	河合 義一
樋橋 小虎	木下 友敬
戸叶 武	河合 義一
中村 正雄	木下 友敬
成瀬 嘉治	河合 義一
羽生 三七	木下 友敬
藤田 進	河合 義一
藤原 道子	木下 友敬
松澤 兼人	河合 義一
松澤 喬介	河合 義一

参議院議長松野鶴平殿
機関を定める法律
恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条第一項、戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第一百二十七条）第四十六条、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二十八条第二項、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十二年法律第一百三十四条）第二十九条、市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第二十八条第二項及び旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第十六条の二第二項の金融機関を次のように定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。
第三十二条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
3 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二十九条中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

4 市町村職員共済組合法の一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。
5 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。
第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
恩給法第十二条第一項等の金融機関を定める法律案
右の議案を発議する。

昭和三十二年五月十四日

6 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和三十二年四月二十一日 参議院会議録第二十五号 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案外二件

国民金融公庫及び労働金庫が行

贊成者

藤原道子
松浦清二

第一條中「國民金融公庫」の下に 恩給担保金融に関する法律

及び労働金庫」を加え、「その業務」

を「国民金融公庫の業務」に改める。

第三条中「国民金融公庫」の下に

又は労働金庫」を加え、「公庫」を

第四条から第九条まで中「公庫」を

第十条の見出しへ「(国民金融公庫

の業務の特例)」に改め、同条第一項

中「公庫」を「国民金融公庫」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に

揭載

国家公務員に対する寒冷地手当、石

炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

る法律の一部を改正する法律案

昭和三十三年四月十一日

千葉 信 永岡 光治
伊藤 覚道 田畠 金光
松本治一郎 矢嶋 三義
藤田 進 千田 正

成者	相澤	重明	赤松	常子
秋山	長造	阿具根	登	
東	隆	安部	ミ子	
阿部	竹松	天田	勝正	
荒木	正三郎	内村	清次	
占部	秀男	江田	三郎	
大河原	一次	大倉	精一	
大矢	正	岡	三郎	
岡田	宗司	小笠原	二三男	
加瀬	完	片岡	文重	
加瀬	完	亀田	得治	
河合	義一	北村	暢	
木下	友敬	栗山	良夫	
久保	等	小林	孝平	
佐多	忠隆	坂本	昭	
近藤	信一	島	清	
柴谷	要	重盛	養治	
鈴木	強	鈴木	一	
鈴木	壽	相馬	助治	
曾祢	益	高田	なほ子	
竹中	勝男	田中	一	
棚橋	小虎	椿	繁夫	
戸叶	武	中田	吉雄	
野溝	勝	成瀬	椿治	
平林	剛	羽生	三七	
藤田藤太郎				

藤原 道子	松浦 清一
松澤 兼人	松澤 靖介
松永 忠二	三木 治朗
光村 善助	森 元治郎
森中 守義	山下 義信
山田 節男	大和 与一
山本 經勝	湯山 勇
横川 正市	吉田 法晴
参議院議長 松野謙平殿	

支給地域の区分	世帯主たる職員	その他の職員
甲 地	四・トン	一・三・トン
乙 地	三・五・トン	一・一・トン
丙 地	三・一・トン	一・トン

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げることによる。本則に次の別表を加える。

夕張市	岩見沢市
苫小牧市	美唄市
芦別市	赤平市
三笠市	石狩支庁管内
空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域	後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域
檜山支庁管内	檜山支庁管内
鶴川町、追分町、白老村、大滝村、穂別	瀬棚町、北檜山町、今金町、大成村及び奥尻村
村、厚真村及び早来村	日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域
函館市	室蘭市
檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域	渡島支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行に要する経費

総額 約七億六千九百万円

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案外二件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案の趣旨は、その第一は、今回改正においては、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、その事務の増加に伴う所要の増員を行うとともに、業務の縮小に伴い余剰定員の縮減を行うこととなるおり、この改正により、各行政機関の職員の定員を新たに四千七百九十一人を増員し、他方において千七十人の減員を行い、差し引き三千七百二十一人の増員を行なうこととなつております。その増員の主たるものは、科学技術庁の付属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行に伴うものの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うものの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うものの千九百二十二人等であり、また、減員のおもなるものは、郵政省の電信、電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管するのに伴うものの六百九十八人、調達庁の業務減少に伴うものの三百三十五人等であります。その第二は、定員外職員のうち、新たに一万九千六百十五人の定員化を行なうとするものであります。今回の改正によつては、結局、この兩者を合わせた二万三千三百三十六人を増加し、

行政機関の職員の定員の合計は、六十万七千二百六十一人となるのであります。なお、今回の定員外職員の定員化については、政府は、現在、総理府において検討中の公務員制度全般にわたる改正を待つて、問題の根本的解決をはかりたい所存であつたが、公務員制度の改正がいまだ結論を得る段階に至つてないので、今回は暫定的に、各行政機関における定員配置の適正化を行ひ、あわせて定員外職員の処遇改善をはかるため、必要な定員外職員の定員化を行なつたとのことであります。

本法律案は、第二十六回国会において、田畠金光君外四名より提出せられ、当委員会において継続審査となつたものであり、その提案の趣旨は、恩給法による恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等について、定員外職員の定員化に関連する各種の問題を中心として、政府との間には、会議録に譲りたいと思います。詳細は会議録に譲りたいと思います。本日の委員会におきまして、質疑を行なつたところ、質疑に答が重ねられましたが、その問題を中心として、政府との間には、会議録に譲りたいと思います。修正案が提出されました。次いで討論に入りましたところ、千葉委員より、本修正案の可決せられることが条件として、本法律案に賛成の旨の発言があり、また、八木委員より、希望を付して本法律案に賛成する旨の発言がありました。討論を終り、まず、松岡委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられ、次いで、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これました全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、恩給法第十二条第一項等の金融機関を走める法律案について申し上げます。

本法律案は、第二十六回国会において、田畠金光君外四名より提出せられ、当委員会において継続審査となつたものであり、その提案の趣旨は、恩給法による恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等について、これが受給権者の生活の保障を目的とするものであるため、その権利を譲渡し、また、担保に供することが原則的に認められておらず、現在は例外的に国民金融公庫に対してのみ、これを担保に供することが法律に認められておりに過ぎないため、受給権者の生活の安定をはかるため、今回、労働金庫に対しても、これを担保に供することができる」といたすものであ

昭和三十三年四月二十一日 参議院へ

二十四年法律第三百号によつて、國家公務員に対し寒冷地手当、石炭手当が支給せられて以来、最近に至るまでの間ににおける実績等にかんがみて、その

本日の委員会において質疑を終了し、討論に入りましたところ、縁風会を代表して島村委員より、本法律案に反対の旨の発言がありました。かくも

○議長(松野鶴平君)　過半數と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

一、日程第五 特別職の職員の給与
に関する法律等の一部を改正する
法律案

内閣委員会は、提案者たる田村金太君、一萬田大蔵大臣、今松義理府務長官の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その審議におきましては、労働金庫を今回特に恩給担保金額

馬における実績等にかんがみて、その支給額及び支給区分等が、現在の実情に沿わない点があるので、これを実情に沿うようにより正しよとするものでありまして、石炭手当については、その支給区分を甲地、乙地、丙地の三区分

○議長（松野謙平君）別に御発言もな
く、賛成者多数をもつて、原案通り可
決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。

○議長（松野鶴平君） 次に、國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

一、日程第六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、日程第七 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第八 檢察官の俸給等に関する法律案

の意見等につき實質応答が重ねられましたが、その詳細は委員会会議録に譲

とし、それぞれ世帯主である職員には四トン、三・五トン、三・一トン、その他職員に対しては一・三トン、

ます。行政機関職員定員法の一部を

本案に賛成の諸君の起立を求める
す。

する法律の一部を改正する法律案

本日の委員会で質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、永路委員より、お手元に配付の通りの修正案が提出せられました。かくて討論を終り、まず、右の修正案を採決いたしましたところ、賛成者多数をもつて可決せられ、次いで、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまで賛成者多数をもつて可決すべき

一・一トン、一トンを、それぞれ時価によつて換算いたしました額以内で支給できるようにするとともに、それをれの地域を別表によつて指定いたすこととし、また、寒冷地手当につきましては、本俸及び扶養手当月額の合計額の一〇〇%を最高額として支給できるよう改めようとするものであります。

す。委員長の報告は、修正議決報告でござります。

委員長報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、日程第十 公職選挙法の一部を改正する法律案

一、調理師法案

一、刑法の一部を改正する法律案

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案

一、律案

内閣委員会は、三回にわたり委員会を開き、本法律案の審議に当りましたが、その審議の詳細は会議録に譲ります。いと存じます。

○議長(松野謙平君) 次に、恩給法第十一條第一項等の金融機關を定める法律案全部を問題に供します。

- 一、日程第一 職業訓練法案
- 一、日程第二 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 放射線障害防止の技

本法律案は、四月十一日に、本院議員千葉信君外八名により提出せられたものであり、その提案の趣旨は、昭和府を代表して、本法律案に対しても、予算の裏づけもない等の理由により、賛成しがたい旨の発言がありました。

委員長報告の通り、修正議決すべし
とに賛成の諸君の起立を求めます。

一、日程第四 一般職の職員の給与 に関する法律の一部を改正する法 律案

機関を定める法律案

に関する法律の一部を改正する法

律案

出席者は左の通り。

議長	松野 鶴平君	成田 一郎君	堀本 宜宣君	高野 一夫君	古池 信三君	岡崎 真一君	三木 治朗君	千葉 信君
副議長	寺尾 豊君	鈴木 万平君	大谷藤之助君	塙見 俊二君	吉江 勝保君	佐野 廣君	市川 房枝君	戸叶 武君
議員		中山 福蔵君	山本 米治君	小西 英雄君	青柳 秀夫君	井村 德二君	井村 哲二君	鈴木 万平君
		常岡 一郎君	田中 茂穂君	大谷 齊雄君	雨森 常夫君	大谷 弘君	山本 哲二君	高野 品吉君
		杉山 昌作君	島村 軍次君	木島 虎藏君	伊能繁次郎君	井野 碩哉君	井野 碩哉君	岩沢 忠恭君
		竹下 豊次君	手島 栄君	大谷 繩潤君	左藤 義詮君	郡 祐一君	郡 祐一君	野本 品吉君
		中野 文門君	佐藤 尚武君	木暮武太夫君	鹿島守之助君	木村 勉君	木村 勉君	吉江 勝保君
		高良 とみ君	河野 謙三君	斎藤 昇君	杉原 荒太君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	前田佳都男君
		松平 勇雄君	武藤 常介君	大谷 繩潤君	天原幹市郎君	安部 清美君	安部 清美君	三木與吉郎君
		上林 忠次君	永野 譲君	井上 清一君	秋山俊一郎君	辻 武壽君	辻 武壽君	吉江 勝保君
		迫水 久常君	松岡 平市君	斎藤 昇君	上原 正吉君	寺本 廣作君	寺本 廣作君	常岡 一郎君
		田中 啓一君	樺原 茂嘉君	木暮武太夫君	井野 碩哉君	野坂 參三君	野坂 參三君	常岡 一郎君
		森 八三一君	堀 末治君	斎藤 昇君	伊能繁次郎君	岩間 正勇君	岩間 正勇君	伊能繁次郎君
		藤野 繁雄君	石黒 忠篤君	吉田 萬次君	高野 一郎君	辻 武壽君	辻 武壽君	吉江 勝保君
		宮城タマヨ君	青山 正一君	大川 光三君	木村篤太郎君	市川 房枝君	市川 房枝君	高野 一郎君
		早川 憐一君	堀 未治君	北村 暢君	吉田 萬次君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		谷口弥三郎君	石黒 忠篤君	大川 光三君	大川 光三君	安部 清一君	安部 清一君	常岡 一郎君
		太内 四郎君	前田 久吉君	北村 暢君	北村 暢君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		加賀山之雄君	野田 俊作君	大和 与一君	大和 与一君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		田村 文吉君	後藤 文夫君	久保 等君	久保 等君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		太内 四郎君	新谷寅三郎君	増原 恵吉君	増原 恵吉君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		一松 定吉君	後藤 文夫君	神原 亨君	神原 亨君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		鶴見 祐輔君	後藤 文夫君	最上 英子君	最上 英子君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
		仲原 善一君	後藤 文夫君	柴田 栄君	柴田 栄君	大竹平八郎君	大竹平八郎君	常岡 一郎君
議員		宮田 重文君	藤田 東	大和 与一君	大和 与一君	大和 与一君	大和 与一君	常岡 一郎君
		赤松 常子君	藤田 吉田	大和 与一君	大和 与一君	大和 与一君	大和 与一君	常岡 一郎君
		三浦 義男君	吉田 法晴君	近藤 信一君	近藤 信一君	近藤 信一君	近藤 信一君	常岡 一郎君
		宮田 重文君	吉田 法晴君	安部キミ子君	安部キミ子君	安部キミ子君	安部キミ子君	常岡 一郎君
		高橋 衛君	吉田 法晴君	曾祢 益君	曾祢 益君	曾祢 益君	曾祢 益君	常岡 一郎君
		横山 フク君	吉田 法晴君	山下 義信君	山下 義信君	山下 義信君	山下 義信君	常岡 一郎君
		平島 敏夫君	吉田 法晴君	重盛 寿治君	重盛 寿治君	重盛 寿治君	重盛 寿治君	常岡 一郎君
		小幡 治和君	吉田 法晴君	内村 清次君	内村 清次君	内村 清次君	内村 清次君	常岡 一郎君
		三浦 義男君	吉田 法晴君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	栗山 良夫君	常岡 一郎君
政府委員		國務大臣	法務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
		國務大臣	法務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
		國務大臣	法務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
人事院事務総局給与局長		人事院事務総局給与局長						
総理府総務長官		総理府総務長官						
行政管理		行政管理						
法務政務次官		法務政務次官						
横川 信夫君		横川 信夫君						
米田 吉盛君		米田 吉盛君						
厚生政務次官		厚生政務次官						
白井 勇君		白井 勇君						
行 政 管 理		行 政 管 理	行 政 管 理	行 政 管 理	行 政 管 理	行 政 管 理	行 政 管 理	行 政 管 理
總 本 忠 男 君		總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君	總 本 忠 男 君
亨 君		亨 君	亨 君	亨 君	亨 君	亨 君	亨 君	亨 君

昭和三十三年四月二十一日 參議院会議録第二十五号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価一部十五円
(但)良質紙は二十円
配達料一円

発行所 東京都新宿区市谷本村町二十五
大藏省印刷局
電話九段三一三三一四
機課